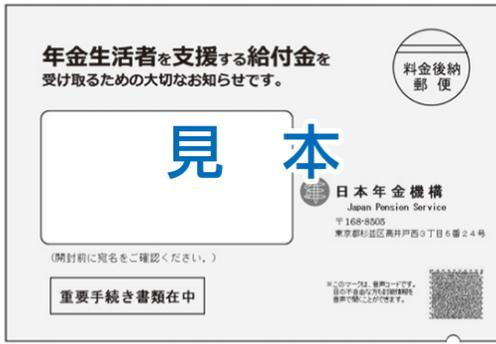


# 10月1日(火)から 年金生活者支援給付金制度が始まりました

年金生活者支援給付金は、消費税引き上げ分を活用し、公的年金等の収入や所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活

を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。  
〔対象者〕 次の①②③のいずれかに該当する方。①同一世帯全員が市民税非課税であり、前年の公的年金等収入額とその他の所得額の合計が約88万円以下で、老齢基礎年金を受給している  
②前年の所得額が約462万円以下で、障害基礎年金を受給している  
③前年の所得額が約462万円以下で、遺族基礎年金を受給している。  
②・③は扶養親族の数に応じて増額  
\*障害年金・遺族年金等の非課税収入は給付金の判定に用いる所得に含まれません



▶対象者に送付されるご案内

〔請求手続き〕 平成31年(2019年)4月1日以前から年金を受給している対象者には、日本年金機構から請求手続きのご案内が9月から順次送付されています。同封の年金生活者支援給付金請求書を記入し返送してください。31年4月2日以降に年金を受給し始めた方は、年金の請求手続きと併せて年金生活者支援給付金の請求手続きをしてください。

〔給付金専用ダイヤル〕 ☎0155

## 9月議会が開かれました

9月定例会が9月2日(土)に市役所議場で開かれ、市長提出31議案、議員提出1議案が原案どおり可決されました。  
教育委員会委員に荒木明子氏  
越谷市教育委員会委員荒木明子氏(4月1日以前から年金を受給している対象者には、日本年金機構から請求手続きのご案内が9月から順次送付されています。同封の年金生活者支援給付金請求書を記入し返送してください。31年4月2日以降に年金を受給し始めた方は、年金の請求手続きと併せて年金生活者支援給付金の請求手続きをしてください。)

570-054092  
\*050で始まる電話の場合は☎03-555392216  
\*詳しくは年金生活者支援給付金制度ホームページをご覧ください。下記の二次元コードからもご覧いただけます  
☎960-1190、市役所市民課国民年金担当 ☎963-9155

## マイナンバーカードを作りましょう

〔申請方法〕 通知カードに付属している申請書を切り離し、縦4.5cm×横3.5cmの顔写真を貼って同封の封筒で郵送、または本人確認書類、顔写真をお持ちのうえ、市民課マイナンバー担当へ。左記二次元コードからマイナンバーカード総合サイトでもオンライン申請もできます  
\*申請書を紛失された場合は、市民課、北部・南部出張所で再発行ができます



## マイナンバーカード交付の臨時窓口を開きます

10月13日(日)、午前9時～午後4時  
\*マイナンバーカード交付以外

◆越谷市役所  
因対象業種は物品販売等、印刷請負、業務委託(工事関係を除く)

## 競争入札参加資格審査申請(追加申請)を受け付けます

今回の受け付けによる有効期間は令和2年(2020年)4月1日～3年(2021年)3月31日です。

◆越谷市立病院  
因市立病院が発注する物品の納入を希望する方は、市とは別に登録が必要です。対象業種は物品購入、印刷請負、業務委託(工事関係を除く)、賃貸借業務(11月5日(火)～29日(金)消印有効)に申請書類を郵送で左記へ。詳しくは市立病院ホームページに掲載する申請の手引きをご覧ください。 因市立病院庶務課 ☎343-8577 東越谷10の32 ☎965-4571

## 11月の市民課の休日窓口は11月3日(祝)です

11月3日(祝)は市民課の休日窓口です。

## 接骨院・整骨院で施術を受ける方へ

接骨院・整骨院では、健康保険を使うことができる範囲が限られています。ご確認のうえ、施術をお受けください。

健康保険が使える場合(外傷性が明らかなもの)	健康保険が使えない場合(慢性的なものなど) *全額自己負担となります
<ul style="list-style-type: none"> <li>●骨折・脱臼(応急手当以外は医師の同意が必要です)</li> <li>●打撲および捻挫</li> <li>●挫傷(肉離れ等)</li> <li>●骨・筋肉・関節のケガや痛みで、その負傷原因がはっきりしているとき(日常生活やスポーツ中に転んで膝を打ったり、足首をひねったりして急に痛みが出たとき)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●日常生活の中の(疲労性・慢性的な要因から来る)疲れや肩こり</li> <li>●スポーツなどによる肉体的疲労</li> <li>●脳疾患後遺症などの慢性病</li> <li>●神経痛・リウマチ・慢性関節炎など</li> <li>●保険医療機関(病院、診療所など)で同じ負傷等の治療中のもの</li> <li>●労災保険が適用となる仕事や通勤途上での負傷</li> </ul>

### 負傷の原因を正しく伝えましょう

外傷性の負傷でない場合や、労災保険が適用となる仕事や通勤途上での負傷は、健康保険の対象となりません。また、交通事故など、第三者の行為による傷病の施術を受ける際に健康保険を使う場合は、各健康保険の窓口へ届け出てください。

### 療養費支給申請書への記入が必要です

療養費支給申請書は、健康保険への療養費(自己負担分を除いた施術費)の申請を接骨院・整骨院に委任する書類です。施術を受けたときには、申請書の受取代理人欄(住所、氏名、委任年月日)に、原則施術を受けられる方の自筆による記入が必要となります。

### 領収証をもらいましょう

領収証は必ず受け取り、医療費通知で金額・日数をご確認ください。また、医療費控除を受ける際に必要となりますので、大切に保管しましょう。

### 施術が長期に渡る場合、医師の診察を受けましょう

内科的要因も考えられますので、医師の診察を受けましょう。

### 適正な保険給付に向けて

保険税を財源とする療養費を適正に給付するため、施術内容等を文書で確認させていただく場合があります。ご協力をお願いします。

因 国民健康保険課 ☎963-9154

## 10月1日(火)から販売・使用開始!

# 住民税非課税者・子育て世帯向け 越谷市プレミアム付商品券

申請はお早め!



越谷市プレミアム付商品券取扱事業者ステッカー

住民税非課税者(住民税課税者に扶養されている方、生活保護受給者等を除く)の引換券交付申請期限は11月30日(土)まで(消印有効)です(子育て世帯は申請不要)。  
〔商品券の使用〕 令和2年(2020年)3月31日(火)まで、市内商品券取扱事業者で使用できます。商品券使用可能店舗は下記のステッカーが目印です(9月20日現在1140店舗登録)。詳しくは特設ホームページ <https://premi.city.yokoyama.lg.jp/> (https://premi.city.yokoyama.lg.jp/) をご覧ください。下記の二次元コードからもご覧いただけます  
〔商品券の販売〕 2年2月29日(土)までに購入引換券と現金(購入代金)をお持ちのうえ、市内郵便局(新越谷郵便局を除く)、ガーヤちゃんの

みぎつひ(Asingawa)をご覧ください。下記の二次元コードからもご覧いただけます  
〔商品券の取扱い〕 2年2月29日(土)までに購入引換券と現金(購入代金)をお持ちのうえ、市内郵便局(新越谷郵便局を除く)、ガーヤちゃんの

蔵屋敷、水辺のまちづくり館へ。販売時間等は、各販売場所の営業時間に準じます  
▽特設販売を行います: 11月2日(土)・3日(日)、午前10時～午後5時 因イオンレイクタウンmori3階水の広場  
「プレミアム付商品券事業を装った詐欺に注意!」市や内閣府などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、最寄りの警察署または警察相談専用電話(☎9110)にご連絡ください  
因越谷市プレミアム付商品券コールセンター ☎0120-3951055(午前8時30分～午後6時。土曜・日曜、祝日、年末年始を除く)